

第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月18日

午後2時00分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年6月18日(木)午後2時00分～2時28分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(12人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、4番 鈴木 秀之、5番 関 閣夫、8番 増子 謙一、 10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、13番 栗田 義之、15番 小川 祥一、18番 堀江 恒夫 各委員</p> <p>4. 欠席委員(7人) 2番 栗野 隆夫、3番 荒井喜代子、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、14番 塩野目富夫、16番 興野 礼子 19番 塩野 哲男 各委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第4 議案第3号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第219号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和2年 第6回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日の欠席委員は、2番 栗野 隆夫 委員、3番 荒井喜代子 委員、6番 齋藤 勉 委員、7番 栗野 育夫 委員、14番 塩野目富夫 委員、16番 興野 礼子 委員、19番 塩野 哲男 委員の7名で、出席委員は、19名中12名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	<p>< 経過報告を朗読 ></p>
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員は、4番 鈴木 秀之 委員、15番 小川 祥一 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 訂正議案書により説明 ></p>
議長	<p>それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p> <p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、15番 小川 祥一 委員をお願いします。</p>
15番 小川 祥一 委員	<p>6月14日、現地聞取調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、使用貸借権の設定、農業者の経営委譲年金の受取りをし続けるための再設定。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約32年、第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、コンバイン。取得地への通作距離、1km、約3分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、13番 栗田 義之 委員をお願いします。</p>

13番 栗田 義之 委員	6月13日、相吉澤推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、無償の所有権移転、贈与。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約45年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機、田植機、バインダー、ハーベスター。取得地への通作距離、0.4km、約5分。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、について、12番 滝田 功 委員をお願いします。
12番 滝田 功 委員	6月10日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第2号、整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、登録未。登録予定住所、落合●●●。添付書類、有。案内図、有。登記簿謄本、有。公図写し、有。農地の現況状況、耕作出来る状況になっております。面積要件、可。5筆合計、2,645㎡。その他、登録予定住所に接していない農地地番●●●は登録予定住所地に隣接しています。地番●●●は約200m及び●●●、●●●番に関しては約1.5kmと距離は離れておりますが、交通量等がほとんど皆無の場所でありますので、耕作に支障を生

(12番 滝田 功 委員)	ずるおそれは、無。指定申請理由、申請人は●●●に移転した後、しばらくは帰郷し、空き家と農地を管理していたが、高齢化等の理由により、管理及び農地利用が困難となったため、空き家及び所有している農地を処分したいとの考えに至り、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第2号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり指定することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	非農地判断願出について、内容の説明を事務局からいたさせます。
事務局 (糸井)	議案第3号について、ご説明申し上げます。4月の総会時にご説明した、新しくなった非農地証明事務処理要領に基づき、処理する事となった事案です。今回、農地の所有者から申し出があった土地については、「遊休農地」ということですので、農水省通知の「農地法の運用について」の中の「第4、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」により、取り扱うものです。その基準については、調査表の3ページ目に記載したとおりです。また、申請地が農振農用地の場合はこの通知により、本人からの除外申請の手続きはなく事務手続きのみで除外することとされており、その可能性については、事務局にて、担当の農政振興Gと調整が済んでおります。
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、13番 栗田 義之 委員にお願いします。

13 番 栗田 義之 委員	<p>6月13日に、相吉澤推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第3号 整理番号1号のとおりです。調査方法、本人から聞取、現地を見て確認。土地の履歴、昭和52年 国土調査による成果により面積変更。昭和59年 相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、以前は養蚕のための桑畑として利用していたが、約20年前に養蚕を止め、その後不耕作となり現在は遊休農地の状態。直近の利用状況調査結果、B分類。周辺農地への影響等、問題なし。農振法上の農用地地域該当の有。農用地の場合、除外の可能性の有。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当の無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障の無。その他、納税猶予制度の適用の無。農業者年金制度の適用の無。遊休農地の判断B分類。B分類、森林の様相を呈しているなど復元が著しく困難又は、復元しても継続して利用できないと見込まれる荒廃農地。調査の結果、農地への復元が著しく困難である「B分類」と思われるため、農業委員会が「非農地」と判断し、その旨を通知することは相当と思われまます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>説明、及び報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は異議がないようですので、申請のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第219号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p> <p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（平）	<p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第219号）の承認について、説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第219</p>

<p>(事務局(雫))</p>	<p>号)については、新規1件、更新1件です。利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者2名です。利用権の設定面積は、7,865 m²です。令和2年度累計は、80,825 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年6月30日公告予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>15番 小川 祥一 委員</p>	<p>集積計画一覧表で、整理番号1の賃貸年額面積について斜線が引いてありますが、0円ということでしょうか。お互い納得して貸し借りしているのでしょうか。</p>
<p>事務局(糸井)</p>	<p>賃貸種類が使用貸借であります通り、無料で貸し借りするという事なのでご理解をお願いします。</p>
<p></p>	<p>< 他に質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第219号)の承認について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
<p></p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第219号)の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p></p>	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。</p>
<p></p>	<p>(午後 2時 28分)</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月18日

議 長

4 番

15 番